

「教育訓練給付制度」について

(2016年2月更新版)

－制度の概要－

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合、受講者本人が教育訓練施設に支払った費用（受講料）の20％に相当する額を限度に公共職業安定所（ハローワーク）から給付金が支給されます。

◆ 「eLPIT」への給付金適用条件 ◆

【適用講座種別および適用開始時期】

適用開始時期は、各コースによって異なります。以下の表をご覧ください。

適用講座コース	指定訓練期間	適用開始時期
AI・DD総合種（3科目受講）	8ヶ月	H21. 10. 1以降 (2009)
AI・DD総合種（2科目受講）	7ヶ月	H22. 4. 1以降 (2010)
AI・DD総合種（1科目受講）	5ヶ月	H22. 4. 1以降 (2010)
DD第1種（3科目受講）	5ヶ月	H21. 10. 1以降 (2009)
DD第1種（2科目受講）	5ヶ月	H22. 10. 1以降 (2010)
DD第1種（1科目受講）	3ヶ月	H22. 10. 1以降 (2010)
DD第2種（3科目受講）	4ヶ月	H22. 10. 1以降 (2010)

※ 2016年2月現在、上記7コースの適用です

【支給対象者】

- ① 受講開始日において、雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方で、一定の条件を満たした方。【支給対象者であるかの照会は、支給要件照会票を用いて公共職業安定所（ハローワーク）へご確認ください】
- ② 各講座の修了試験に合格し、修了証明書を取得した方。

<注意> 給付金支給の判断は、本人の住居所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）が行います。

【支給申請期間】

受講修了日（eLPIT合格日）の翌日から起算して1ヶ月以内に、本人の住所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に対して、支給対象者本人が支給申請を行ってください。

申請書の提出は、疾病又は負傷、1ヶ月を超える長期の海外出張等その他やむを得ない理由があると認められない限り、代理人又は郵送によって行うことが出来ません。

【詳細については、公共職業安定所（ハローワーク）にご確認ください】

【給付金支給申請関係書類】 *設備協会経由でのお申込みの場合*

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| ① eLPIT 教育訓練給付制度利用申請書（受付No.記載） | 〔受講生より eLPIT 事務局へ提出〕 |
| ② 教育訓練経費（受講料）領収書 | 〔eLPIT 事務局より修了時に受講生へ送付〕 |
| ③ 教育訓練修了証明書 | 〔eLPIT 事務局より修了時に受講生へ送付〕 |
| ④ 教育訓練給付金支給申請書 | 〔eLPIT 事務局より修了時に受講生へ送付〕 |
| ⑤ 本人・住居所確認書類（運転免許証、住民票の写し等） | 〔受講生本人準備〕 |
| ⑥ 雇用保険被保険者証 | 〔受講生本人準備〕 |
| ⑦ 給付金振込希望口座の通帳現物（銀行確認印を受けない場合） | 〔受講生本人準備〕 |

受講生が④に必要な事項を記入し、②～⑥の書類一式を本人住居所管轄の公共職業安定所（ハローワーク）へ提出してください。

なお、「④教育訓練給付金支給申請書」内の払渡希望金融機関で「金融機関確認印」を受けていない場合は、申請書の提出時に⑦の申請者本人名義の通帳（現物）を提示して確認を受けてください。

■給付金についての詳細情報は、以下HPをご参照ください。

< e L P I T ナビ >

<http://www.elpitnavi.com>

（一財）日本データ通信協会 人材研修部
eLPIT 事務局